

接骨院・整骨院にかかるときに 注意してほしいこと



安心な接骨院・整骨院の見分け方



☆ 安心な接骨院・整骨院

○ 「柔道整復師の名前」も 施術所内に掲示している

- 国家資格である「柔道整復師免許証」がなければ、接骨院・整骨院を開業することや、柔道整復師として働くことはできません。
- 平成25年5月より、受領委任^{*}協定・契約をした管理柔道整復師は、施術所内の見やすいところに「管理柔道整復師と勤務する柔道整復師の氏名を掲示すること」が義務づけられています。



^{*}接骨院・整骨院の健康保険の施術費用については、患者が一部負担金を柔道整復師に支払い、柔道整復師が患者に代わって残りの費用を保険者に請求する「受領委任払い」が特別に認められています

○ 広告を正しく行っている

- 柔道整復師による広告は法律で制限されています。



看板や広告に表記できるのは、「柔道整復師であること」「氏名」「住所」「施術所の名称と所在地・電話番号」「施術日・時間」その他厚生労働大臣が指定する事項だけです。

○ 必ず領収書を発行してくれる

- 柔道整復師は、患者に対して領収書を無料発行することが義務づけられています。
- 患者が、施術にかかった費用について領収書よりも詳しい内容を知りたいときは、明細書(有料となる場合あり)の発行を希望することもできます。



不適切な接骨院・整骨院

- ✗ 「柔道整復師の名前」が施術所内に掲示されていない
厚生労働省の通達違反です！

- ✗ 柔道整復師の資格を持っていないスタッフが施術をしている

柔道整復師法違反です！

	施設	国家資格を有する者	健康保険の適用
医療	医療機関	医師	あり
医療類似行為	接骨院・整骨院	柔道整復師	あり(裏面参照)
	鍼灸院	はり師・きゅう師	一部あり (医師の同意が必要)
	マッサージ院	あん摩マッサージ指圧師	
	整体院・カイロ・リフレ その他	なし	なし

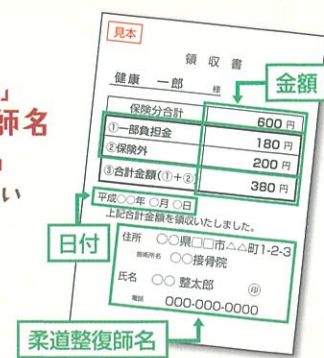
「整体」「カイロ」「フラクティク」など国家資格のない施術者による施術は、健康保険の「療養費」支給対象ではありません。

- ✗ 接骨院・整骨院でありながら、看板や広告に「肩こり・冷え性・神経痛・整体・カイロ・マッサージ・背骨矯正・骨盤矯正・小顔矯正などと表記している

柔道整復師法違反です！

- ✗ 領収書が発行されない
- ✗ 領収書の「金額」「日付」「施術した柔道整復師名(接骨院・整骨院名)」が正しく記載されていない

厚生労働省の通達違反です！



！ 接骨院・整骨院にかかる際は、上記の基準を参考に、慎重に選びましょう。

！ 交通事故で受傷され施術を受けた場合は、「第三者の行為による傷病届」等必要な書類を、加入する健康保険組合へ提出してください。



接骨院・整骨院の施術には、健康保険証が 使える場合と使えない場合があります



健康保険証が 使える場合

外傷性の負傷
のみ

負傷原因がはっきりしている急性または亜急性の、
以下の負傷に限られます。

- 打撲
- ねんざ
- 肉離れ(挫傷)
- 骨折
- ひび(不全骨折)
- 脱臼



※内科的原因による疾患は含まれません

※骨折、ひび、脱臼は、応急手当の場合を除き医師の同意が必要です



健康保険証が 使えない場合

病気による痛み
原因不明の痛み

- 日常生活による単なる疲れや肩こり
- 単なる加齢からの痛み
- 特に症状の改善がみられない長期にわたる漫然とした施術
- スポーツなどによる肉体的疲労からの回復目的
- 脳疾患などの後遺症
- リウマチ・関節炎などの痛み
- 打撲・ねんざ・肉離れ(挫傷)で、外科・内科・整形外科など医療機関で治療を受けながら、同時に同一部位への施術で接骨院・整骨院にかかっている場合
- 通勤中や勤務中の負傷(健康保険ではなく労災保険の適用)

接骨院・整骨院の看板などに「各種保険取扱」と書かれていても、受けた施術の内容が、健康保険組合など保険者により「健康保険証が使えない場合」と判断されたときは、治療全般について自費となります。



3か月以上にあつて症状の改善がみられない方へ

重症化を防ぐため、内科・整形外科など医療機関の受診をおススメします。

長期にあつて接骨院・整骨院にかかりながら、症状の改善がみられないときは、医師による治療が必要な傷病も懸念されます。早期治療につなげるため、まずは医療機関を受診してみましょう。



このような例もあります！

- ひざ周辺に痛みがあり、接骨院で「打撲」とされ半年間施術を受ける。のちに「脛骨骨肉腫」と判明。
- サッカーで腰を痛め、整骨院で「ねんざ」とされ長期間施術。のちに「腰椎骨折」が判明。
- 腰痛のため施術を受けていたが、のちに「腎臓がん」だったことが判明。



この接骨院の看板、
ダメなんじゃない？

健保組合からの
医療費通知に書かれた
通院日数が、
実際よりも多い

通っていない
家族の分の保険証も
提出するように
言われたけど...



**そんなときは、
加盟健保組合まで
ご連絡ください！**

みなさんのお給料から支払われている健康保険料を大切に
に使うため、健康保険組合連合会神奈川連合会では、公益社
団法人 神奈川県柔道整復師会の協力のもと、接骨院・整骨
院などの療養費給付の適正化に取り組んでいます。

接骨院・整骨院で、**違法な看板・広告**などを見つかったり、支
払いや施術に関して「おかしいな」と感じたりしたときは、加盟
する健康保険組合へご連絡ください。

健康保険組合連合会神奈川連合会 (けんぽれんかながわ)

〒231-0015

横浜市中区尾上町4-47 リスト関内ビル6階

TEL 045-641-7370

FAX 045-664-3765

info@kenpo-kanagawa.or.jp